

イスタンブールのギリシア人

——ギリシア・トルコ関係の中の少数集団——

—

国民国家原理の実現がヨーロッパ地域を越えて追求された二〇世紀は、また他方で、それに伴い発生した少数集団の人権をめぐる困難な時代でもあった。

第一次大戦後のヴェルサイユ会議（一九一九年）が、ヨーロッパの現状^{スチウス・スチウス}の維持ないしその回復を図る目的から、西欧流の国民国家体制を全ヨーロッパ規模で大的に適用する道を選択せざるをえなかったことはよく知られている。そこで確認されたナショナルな国家形成の方向は、東欧・バルカン地域にも全面的に適用され、「人種的にも、宗教的にも、言語的にも」多様な民族集団の混住の地であったこれら地域に、幾多の少数集団を

大 月 康 弘

発生させることとなったのである。全長二万キロメートルにも及ぶヨーロッパ地域の国境線の引き直しと、それに伴う四千万以上にも及ぶ人々の強制移住、また、諸民族混住の上に立つ国民国家の建設は、まさにヴェルサイユ体制が残した悪しき遺産であったと言えるだろう。それは、ハンナ・アーレントが『全体主義の起源』の中で描いたdisplaced personsの発生の事態にはかならない。⁽¹⁾

バルカン地域において先駆的な国家独立を実現したギリシア人の歩みもまた、その埒外ではない。それは、一面において、既存の地域システムとの調整の歴史でもあったからである。独立当初のギリシアは、アッティカ、ポエオティア、フォキス、エウボイア等の諸地方に、ペロポネソス半島、キクラデス諸島を含めたごく小領域の

国家にすぎなかった。それが今日見られるような版図を有するに至るまでには、幾多の対外的交渉を経ねばならず、その輪郭が最終的に落ち着くのは、実に戦後の一九四七年になってのことである。⁽²⁾

政治的空間の再編成は、そこに暮らす住民の移動および再編の過程でもあった。「ギリシア人」の場合もまた、その国家形成は、本国外に居住する者が、いずれかの経緯によって漸次ギリシア本国に組み込まれる経過であった。それは、あるいは本国ギリシアの領土的伸張の結果であり、また移住によるものだった。長年にわたりオスマン帝国の臣民として暮らした彼ら「ギリシア人」の国民国家形成もまた、当初から他民族、とりわけトルコ人との領土調整を不可避なものとしていたのである。

この「ギリシア人」の再編過程は、ヴェルサイユ体制の中で実施されたギリシア・トルコ間の大規模な住民交換(一九二三年)によって一応の決着をみる。ところが、この協定の中で一部地域における住民の残留が認められたために、彼らをめぐり、その後いくたびか困難な問題が立ち現れることとなった。小論は、その歴史的経過と現状を理解するための一環として、トルコに居留を許さ

れたギリシア系住民の問題に焦点を絞って、基礎的事実を租述しておくものである。ヴェルサイユ体制の嚆矢ともされるギリシア・トルコ間の住民交換協定とその後の両少数集団についての考察は、これら地域の今日の事情を考える上でも重要な課題の一つである。しかし、それを全面的に行うことは筆者の能力を超えている。⁽³⁾ 小論では、今世紀におけるギリシア、トルコ両国民国家の形成史的展開の中で顕在化したこの問題を、イスタンブールのギリシア系住民の帰趨という側面に絞って、二・三の観点から考えることにしたい。

(1) ハンナ・アレント『全体主義の起源2』(みすず書房、一九七七年)二三五―二九〇頁。

(2) ロードス島を含むドデカニザ諸島は、一九一二年以来イタリア統治下にあったが、この年トルコ政府よりギリシアに移譲された。第二次大戦後のこの時期は、ギリシア・トルコ関係が比較的良好だった時期で、一九五二年二月一日には、両国とも同時にNATOに正式加盟した。

(3) 現在でも約一二万人を数える西トラキアの「ムスリム」はトルコ人の生活については、鴨澤巖氏による以下の本格的な論考がある。同氏「地域形成と少数民族―ギリシャ領トラキアのトルコ人―」『一橋論叢』八八―一五(一九

八二年一月) 四〇—六〇頁、および「政治に圧迫される少数民族」『地域』第一〇号(一九八二年春季号) 八二—九五頁。鴨澤氏が指摘されるように、イスタンブールのギリシア人は「足輕な」商人、西トラキアのトルコ人は「身重な」農民であったことが、彼らのその後の生活に大きく影響していることは間違いない。

二

オスマン帝国およびトルコ共和国内におけるギリシア人とトルコ人の関係は、一九世紀以来、良好な時期と陰悪な時期とを幾たびか繰り返してきた。しかしオスマン帝国の段階では、ギリシア国家が独立したのちも、帝国内のギリシア人はなお総じて政府内の行政、司法、経済、教育の各分野における重要なポストを担っていた。⁽¹⁾ 非ムスリム系住民の存在が一つの「問題」として立ち現れるのは、オスマン帝国が解体し、国民党政府のもとでトルコ人自身が国民国家形成への本格的歩みを始めたときであった。⁽²⁾

一九二三年一月三〇日、革命トルコ国民党政府とギリシア政府は、ローザンヌにおいて、両国内にそれぞれ居住するギリシア正教徒、イスラム教徒を対象とする住民

交換(ギリシア語では「アンダラギ」*andragi*)³⁾「交換」の意) について二国間協定を取り結んだ。一九二〇—二二年にわたるギリシア・トルコ戦争の事後処理として同意を見たこの協定の第一条は、「一九二三年五月一日より、トルコ領内にあってギリシア正教を奉ずるトルコ国民と、ギリシア領内にあってイスラム教を奉ずるギリシア国民のあいだの強制交換が実施される」と述べて、両国内の相手方住民の強制移住を取り決めた。

宗教を基準とするこの住民規定により、トルコ領内に居住していた約一二五—一三〇万人のギリシア系住民がギリシア本国に移住し、反対に、ギリシア領内に居住していた約五〇万人のトルコ系住民がトルコ本国に移住した。例えば、ギリシア・トルコ戦争の最終段階で凄惨な戦場となったスミルナ(イズミール)では、オスマン期以来居住していた約二五万人のギリシア系住民のほとんどがギリシア本土に移住したし、クレタ島の約二万人の「トルコ人」たちは、トルコ語が片言もできないのに強制的に移住させられた。⁽³⁾

しかし他方、この住民交換協定は、両国内における交換対象除外地域を設定してもいた。その第二条は、交換

対象外となる者の条件について以下のように述べる。

「コンスタンティノープル市の管轄下にある地域内で、一九一八年一〇月三〇日⁽⁴⁾より以前に、一九一二年の法で規定される如くの登録を既になされているギリシア人⁽⁵⁾は全て、コンスタンティノポリスのギリシア人住民とみなされる。ブカレスト条約により一九一三年に制定された境界線より東の地域に登録されたイスラム教徒は全て、西トラキアのイスラム教徒住民とみなされる。」

この規定により、ギリシアにおける西トラキア地区に照応して、イスタンブールおよびイムブロス、テネドス両島が、トルコ領内におけるギリシア人居住地域として留保された。

ギリシア政府によれば、一九二三年段階でのトルコにおけるギリシア系住民人口数は、二五万三七〇〇人であった⁽⁶⁾。このうち、二〇万人がトルコ市民権を、四万五〇〇〇人がギリシア市民権を有していた。そして、二四万五〇〇〇人がイスタンブールに、また、七五〇〇人がイムブロス島、一二〇〇人がテネドス島に居住していた。イスタンブールへの残留が認められたギリシア正教会の

総大主教座によれば、この同じ一九二三年のギリシア正教徒数もまた約二五万であった⁽⁷⁾。総大主教座によれば、住民強制交換によって一五万人が移住し、約一〇万人が当地に残ったという。大方の研究者もまた、住民交換実施後のギリシア系住民数を一〇万から一一万人と見積る点で一致している。

ギリシア・トルコ両国に留保されたこれら少数集団をめぐる問題は、この年の七月二四日に締結されたローザンヌ条約でも取り上げられた。その第三七条から第四五条は、ギリシア、トルコ両政府が各々の領内に居住する「トルコ人」「ギリシア人」に対して遵守すべき保護義務を挙げている。それは、(一)出生、国籍、言語、人種、宗教の如何に関わらず、生命と自由の保護(第三八条)、(二)自由な宗教活動(第三九、四三条)、(三)法の前の平等(第三九条)、(四)多数派住民が享受すると同一の市民的・政治的諸権利(第三八、四三条)、(五)私生活、商活動、宗教、新聞、出版、公的集会、法廷における任意の言語の自由な使用(第三九条)、(六)慈善的、宗教的、社会的諸施設と各種学校の設立と運営の権利(第四二条)、(七)両言語教育される初等学校(第四一条)、(八)宗教諸施設

と慈善用諸施設に対する完全なる保護(第四二条)、の諸点にわたるものだった。

以後、両国政府は、マイノリティー住民に対する法的保護義務の遵守を国際的に求められることとなり(第四四、四五条⁽⁸⁾)、その体制は、ローザンヌ条約の規定による期限の七年間を経たのちの一九三〇年にも更新された。

さて、一九三三年時に一〇〇一万人いたイスタンブールのギリシア系住民数は、現在、約二五〇〇から三〇〇〇人ほどにまで減少している。この間のギリシア・トルコ関係の推移の中で、数次にわたり出国を余儀なくされた結果である。このエクソドスたちの連絡会である在アテネの「コンスタンティノポリス協会」*Ενώσις Κωνσταντινουπόλεως: Σωματείου Έλληνων Τραπεζών 'Αρχαδευτων εκ Τουρκίας, Constantinopolitan Society in Athens* によれば⁽⁹⁾、その内の約二〇〇〇人がイスタンブールに、四八〇人がイムブロス、テネドス両島に住んでいるという。そして、その大半が貧しく慎ましい生活を余儀なくされている階層であるという。同協会によれば、イスタンブールに居住する者のうち、三五〇人以上が老齢か精神的不具のためギリシア人コミュニティ

ーが運営する施設で生活しており、五〇名余が聖職者である。

現在のイスタンブールに、いわゆる「ギリシア人街区」は存在しない。ギリシア正教の総大主教座 Patriarchate の存在する旧市街北西部、金角湾に面したファナル Fanal 地区には、かつてギリシア人街区が形成され、オスマン期に活躍したギリシア人たちは、その地区名に由来して「ファナリオット」と呼ばれていた。しかし、そのファナル地区のギリシア人街も、今やほぼ完全にトルコ人居住区となっており、老朽化した住宅が軒を連ねている。現在イスタンブールに居住するギリシア系住民は、特定の街区を持たずに生活している。

(1) Alexandris, Alexis, *The Greek Minority of Istanbul and Greek-Turkish Relations 1918-1974*, 2nd ed. Athens, 1992. p. 27-29. R. H. Davison, *Turkish Attitudes Concerning Christian Muslim Equality in the Nineteenth Century*, in *American Historical Review* 59 (1954) p. 847 f. ギリシア独立以前には、オスマン帝国内では多数のギリシア系臣民がドラゴマン(外国通詞)や外交官に登用されていた。反ギリシア感情が高まった一八二

○年代に、ギリシア系最後のドラゴマンとなる Stravros Aristarchis (一七七〇—一八二二) が罷免されたが、例えば、彼の三人の息子 Nicholas (一七九九—一八六六)、Miltiades (一八〇九—一九三二)、Johannes (一八一—一九七) は、いずれも高位の官職に与つてゐる。この三兄弟はほんの一例であるが、ニコラスは、スルタン・アブドゥルメジドおよびアブドゥルアジズの家庭教師となり、ミルテイアデスは、一八六一—六六年にサモス島の行政官に任ぜられ、ヨハネスは、五〇年以上にわたつて外交キャリアを踏み、ベルリン駐在大使をも勤めている。

(2) 一九一九年のギリシア軍のスミルナ上陸によって惹起されたトルコ側のナシヨナリズムの台頭、またスミルナのギリシア人については、Smith, Llewellyn M., *Ionian Vision: Greece in Asia Minor, 1919-1922*, London, 1973. を参照。また、一九二二年のトルコ国民党軍による約三万人におよぶギリシア人の虐殺事件については、Housepian, M., *Smyrna 1922: The Destruction of a City*, Berkeley, 1967, Clogg, Richard, *A Concise History of Greece*, Cambridge, 1992, p. 97 f. を参照。八月二六日、ムスタファ・ケマルはスミルナに総攻撃を仕掛け、その結果、九月八日ついにギリシア軍は壊滅し、盟軍のイギリス艦船が浮かぶ海岸線に向かつて敗走した。その後同市に入ったトルコ軍は、ギリシア人居住区に火を放ち、アルメニア正教徒をも含む約三万人を殺害したのだ。この被害から免れたのは、ムスリム地区、ユダヤ教徒地区だけだった。

(3) 当時人口五〇〇万ほどであったギリシアが、大規模な移民の流入に溢れかえった。その結果、約三〇万の移民が収容先で死亡している。国際連盟の難民高等弁務官ナンセンが指揮した国際的援助も間に合わなかった。Penzopoulos, D., *The Balkan Exchange of Minorities and its Impact upon Greece*, The Hague, 1962, p. 29-32.

(4) 第一次世界大戦においてオスマントルコ帝国が対ヨーロッパ諸国に対し降伏した日。

(5) この文言の解釈をめぐり、両国政府間に顕著な違いが生まれ、交渉が一九三〇年まで続くことになる(『Établis 問題』)。Alexandris, *op. cit.*, p. 112-117. によれば、協定締結時には、一九一八年一〇月三〇日以前までにイスタンブールに居住していたギリシア系住民を交換対象から除くことで両国の意見は一致していたものの、できるだけ多数のギリシア人を国外に出したいトルコ側の発議で問題が再検討されることになった。数次にわたり共同委員会が開催され、トルコ側は「登録された者」(établis, established) を、オスマン帝国の一九一四年の住居法のもとで市民登録された者のみを対象とすると主張した。二三年以前には登録は必須の居住条件ではなく、ごく一部のギリシア系住民グループしか登録手続きをとっていなかったため、この解釈によれば、多数のイスタンブール在住ギリシア人が交換者として付け加わることとなった。イスタンブールにおける在留者数の最大限の確保を目指したギリシア側は、これに断固抗議。それを、一九一八年以前に市当局の記録簿類

に登録された住民の全てのことと主張して、二四年には問題がハーグの常設国際司法裁判所に持ち込まれた。二五年二月二一日に出された同裁判所の見解は、ギリシア側の主張の線に沿うものであり、結局トルコ側もこれを受け入れた。

- (9) Alexandris, *op. cit.*, p. 51. Tozun Bancheli, *Greek-Turkish Relations since 1955*. Boulder, 1990, p. 170. McCarthy, Justin, Greek Statistics on Ottoman Greek Population, in *International Journal of Turkish Studies* 1 (1980) p. 66-76. なお、イギリス政府の報告では、一九二一年段階で約四〇万の「ギリシア人」がイスタンブールに居住していた。Alexandris, *op. cit.*, p. 96.

- (7) *Denying Human Rights and Ethnic Identity. A Helsinki Watch Report*. (Human Rights Watch, New York/Washington/Los Angeles/London, 1992) p. 6. Alexandris, *op. cit.*, p. 50.

- (8) 第四四条において、両国の諸条項遵守が国際連盟の監視のもとに置かれ、違反の可能性が認められるときには、監視各国のいずれかにより常設国際司法裁判所 Permanent Court of International Justice に提訴せらるゝと規定された。なお、以上の諸条項はトルコ政府が領内の「非イスラム教徒国民」に対して為すべき遵守項目として書かれているが、続く四五条は、同じ諸権利がギリシア内の「イスラム教徒少数集団」にも適用されることをうたう。
- (9) コンスタンティノポリス協会は、一九六四年のキプロ

ス紛争の際にイスタンブールからの移住を余儀なくされた人々（後述）が六五年に設立した団体である。現在では約二五〇〇人が在籍している。同協会を紹介してくれた在イスタンブール・ギリシア総領事館の副領事レオニダス・コントヴェネシオス氏、また同協会で対応してくれた方々に厚くお礼申し上げる。

三

イスタンブールにおけるギリシア系住民の立場は、一九二三年以後、ギリシア・トルコ関係の展開の中で揺れ動き、幾度となく深刻な事態に陥った。両国関係が悪化すると、彼らの立場は微妙なものとなり、その都度トルコ当局の「圧力」のもとで大量出国の事態に立ち至ったのである。ここでは史的事実としての各「事件」の概要について見ておきたい。そのような事態は、ローザンヌ条約以後二度見られた。

(a) 一九五五年の暴動

その第一は、一九五五年の九月六日と七日の両日にわたりイスタンブールで発生し、組織的で残虐な反ギリシア人暴動となった事件が契機となったものである。この

暴動については、アメリカ総領事が本国の国務省に打電した電文があり、それは「警察・軍隊が制止しようともせず、破壊は手に負えないほど徹底的になされた」と伝えている。⁽¹⁾この総領事の個人的目撃証言によれば、警官は傍観するか、群衆を扇動しており、多くの商店が略奪されるにまかされていた、という。

当時の外国新聞報道によると、ギリシア人の経営する四〇〇以上の商店が破壊され、略奪された。⁽²⁾三八の教会が焼け落ち、三五以上の教会が破壊され、二つの修道院と主な墓地が破壊され、墓地の幾つかは消滅せられた。また、二〇〇以上のギリシア人の家屋が破壊され、略奪された。五二のギリシア人学校から、備品、書籍等が奪われ、トルコ政府の発表では三人が殺され三〇人が負傷したとあるが、一五名もの学生が殺された。被害額は、教会関係だけで一億五〇〇〇万ドルであった、と新聞は伝える。

暴動は、前日の九月五日、ギリシア人がテッサロニカのトルコ領事館を攻撃したことに對する報復であった、と言われる。テッサロニカでのこの襲撃は、同市出身のケマル・アタチュルクの生家にも及んでおり、これがト

ルコ人の感情を煽ったかたちとなった。

この暴動のうちに、正確な数は算定されていないが、数千規模のギリシア人がイスタンブールを離れた。⁽³⁾

なお、これより六年後、軍事クーデタ(一九六〇年)後に、トルコの法廷は、暴動時の首相アドゥナン・メンデレス Adnan Menderes を種々の嫌疑により告発したが、それによれば、テッサロニカでの暴動は、メンデレスとその閣僚たちにより、トルコでの反ギリシア暴動を惹起し、正当化するために命ぜられたというのであった。メンデレスは、結局ギリシア政府に謝罪し、財産を破壊され損害を受けた者たちへの補償を行っている。

(b) 一九六四年のキプロス問題の先鋭化とギリシア人への圧力

ギリシア系住民にとつての第二の大事件は、キプロス問題をめぐるギリシア・トルコ関係の緊張が高まった一九六四年に生じたものだった。キプロス問題は、常に両国関係に重くのしかかっていたが、キプロス共和国の独立に伴う同国内の混乱によって、両国関係は極めて陰悪な局面を迎えることとなったのである。行論上キプロス

情勢そのものについても必要最小限押さえた上で、事態の推移を見ておきたい。⁽⁴⁾

一九六〇年八月一六日にキプロスは、一八七八年六月以来のイギリス統治を離れて、キプロス共和国として完全な独立国家となっていた。この独立は、前年に成立したギリシア、トルコ、およびイギリスの参加の下に成立したチューリヒ協定およびロンドン協定に基づいていたが、同じくこれら協定に基づき制定されたキプロス憲法は、ギリシア系キプロス勢力に数の上での過分な力を与えることで、両エスニックグループ間の対立を強めていた。憲法規定によれば、大統領はギリシア系、副大統領はトルコ系の住民から各々エスニック・グループ内では選出されることとされ、国会議員もまた、ギリシア系が七〇パーセント、トルコ系が三〇パーセントの議席比率をもって、各々のエスニック・グループから選出されることとされた。文官の比率も、ギリシア系が七〇パーセント、トルコ系が三〇パーセントを占め、軍隊にあっては、ギリシア系が六〇パーセント、トルコ系が四〇パーセントを占めることと規定された。閣僚も、一〇人中、ギリシア系七名、トルコ系三人の配分とされた。

両エスニック・グループの分離を前提とし、ギリシア系グループにウェイトを置く偏重傾向が、結果として、両グループ内における個別的なナショナリズムの形成という方向で作用していた。それは、キプロスにおける両エスニック・グループ間の共存関係に亀裂を生じさせたのである。トルコ系が憲法上の権利を行使すると、つまり重要な立法の全てに投票権を行使すると、キプロス政府は機能不全になるのだった。大統領マカリオスは、憲法が非実際的であるとの見解を表明し、一九六三年に一三ヶ条から成る修正案を提案した。トルコ政府はキプロスのこの憲法修正案に反対し、同島の分割の姿勢を見せる。調停の努力が為されたが、それが不調に終わると、一九六三年のクリスマスに戦闘が始まった。トルコ、ギリシアの両軍が、一九五九年の協約に基づきキプロスを包囲し、両国が戦闘関係に入る危機となったのである。

この事態を承けて、トルコ政府は、一九六四年三月一六日、ギリシア国籍をもつギリシア人全員の国外退去処分を決定した。⁽⁵⁾ 国内外の安全にとって危険な活動に従事している、との理由からだった。⁽⁶⁾ 対象となったギリシア国籍取得者とは、トルコで出生しながら、申し出てギリ

シア国籍を得ていた者たちだった。彼らの申し出の根拠は、祖先が一八三〇年以降ギリシア国家に編入された地域の出身であるという事実であり、なかにはギリシア本国を訪れたことのない者も少なからずいたのである。

三月二十四日、追放者の第一次リストが、トルコの新聞クムリエット Cumhuriyet 紙上に報じられた。三日付けの同紙はまた、その前日に最初の五家族がギリシアに向けてイスタンブールを離れたことを伝えている。

この処置によって、一〇〇〇人以上のギリシア人が直ちに退去させられた。そしてその際、彼らに持参が許されたのは、現金二二ドル(二二〇トルコリラ)とスーツケース一個分の衣類のみであった。翌六五年九月までにさらに後述のように一万数千人が退去させられたが、その際にも彼らには、家財の売却や銀行口座からの現金の引き出しは許されていない。トルコ政府は、ギリシア市民に帰属する全ての現物財産と銀行口座の接収を命ずる首相令第三八〇七/一九六四号、また、ギリシア市民がトルコ国内において現物財産を獲得することを禁ずる第三七〇六/一九六四号によって、ローザンヌ条約を更新した一九三〇年の法を実質的に破棄したのである。⁽¹⁾

この年の八月には、トルコ空軍がコッキナにあったギリシア系キプロス人の拠点を奇襲するという事件があり、若干の死者が出た。しかしその間、NATO軍もCEN TO軍もトルコによる分割案を支持するものではなく、トルコは外交上の孤立を認めざるを得なかった。

そのような状況下でトルコ政府は、九月以降、ギリシア国籍を持つ市民の滞在許可の更新を行わず、その結果、一万人から一万一〇〇〇人が退去させられることとなった。一〇月一日付けのクムリエット紙は、以上のギリシア国籍者に加えて、三万人のギリシア系トルコ市民が永久的にトルコを離れた、と報じている。

この六四年の事件ののち数年内に、トルコ国籍を持つさらに数千人のギリシア系住民が、生命と財産の不安を覚えて「祖国」を離れ、ギリシアないし他国に移住していったという。彼らの中には、数百年にもわたってトルコに暮らした名門も含まれていた。

なお、この六四年時になされた一連の財産凍結措置は、一九八九年に首相トゥルグット・オザルがギリシア人に対して財産売却を容認したことで、現在新たな展開を見ている。オザルのこの措置により、厄介な法廷手続きを必

要とするものの、事件から二五年以上経た今日、多くの訴訟がトルコの法廷に起こされているのである。⁽⁸⁾

(c) 一九七四年の危機

その後イスタンブールのギリシア人にとって第三の危機となったのは、一九七四年におけるキプロス紛争の激化だった。ギリシアで一九六七年四月二日未明に軍事クーデタが起こり、これによって誕生した軍事政権 (Georgios Papadopoulos 将軍が首班、七四年七月二三日まで) が、この間キプロスにおける「エノシス運動」を支持して、大統領マカリオスと対立するようになっていた。キプロスでは、ギリシア系・トルコ系住民相互間での対立に並行して、ギリシア系住民内部で、キプロス国自体の独立の維持を目指すマカリオス大統領を指導者とする一派と、ギリシアへの統合を目指す「エノシス派」⁽⁹⁾との間で、対立が生じていた。

軍事政権下のギリシア本国の支援のもと、キプロスにおけるこのエノシス運動が再び加熱し始めた。一九七一年には、過激なエノシス運動組織である「エオカB」が結成され、ギリシア系住民内部におけるテロ活動も頻発

し始めた。ギリシア本国から派遣され、キプロスに駐在するギリシア軍将校たちの支援により、この新たなエノシス運動はさらに過激化し、マカリオス大統領らの勢力との対立が高まっていった。そしてかかる状況下、一九七四年七月一日にエノシス派によるクーデタが決行され (大統領サンブソン)、キプロス紛争は新たな局面を迎えたのである。

キプロスにおけるこの事態に対し、チューリヒ条約 (一九五九年) 以来キプロスの安全保障国であったトルコは、七月二〇日、キプロスに軍隊を派遣した。ときのエジエヴィト政権 (七四年一月七日―九月一八日) は、続く八月二三日には第二次の派兵を行った。周知のように、トルコは、この二度の派兵により、キプロス全土の約四〇%を占めるキプロス北部を軍事的支配下に置いたのである。

このキプロス紛争の激化によって、北部キプロスに居住していたギリシア系住民が、同年末までに約一八万人に達する難民となってギリシア本国ほかに流出した。⁽¹⁰⁾ イスタンブール居住のケースではないが、これもまた、在外「ギリシア人」移住の一大事例であった。しかしこの

ときには、イスタンブールのギリシア人の周辺で目立った事件は起こっていない。

- (1) *Helsinki Watch Report*, p. 7-8. 九月二七日付けアメリカ総領事の報告。
- (2) *The Daily Mail*, London, Sep. 14, 1965.
- (3) Alexandris, *op. cit.*, p. 252-254.
- (4) 現代キプロス紛争の過程について最も詳細な研究は、Crawshaw, N., *The Cyprus Revolt*. London, 1978. である。的確な概観として鈴木董「ナシヨナリズムと共存問題—キプロス紛争を中心として—」(『イスラムの家から、パベルの塔へ』リフポート、一九九三年、所収)を参照。
- (5) Alexandris, *op. cit.*, p. 281-282.
- (6) その際、「キプロスのギリシア系テロリストを支援すべく不当に外貨を送金」「トルコに対する敵対行為に従事するギリシア国籍者」といった論調が持ち出された。例えば、Eralp to the Secretary-General, 29 Sept. 1964, UNSC (United Nation Security Council) /S/6728.
- (7) Alexandris, *op. cit.*, p. 284-286. Batcheli, *op. cit.*, p. 174. なお、一九六四年七月一日付けのロンドン・オブザーバー「The Observer」紙によれば、その時点までにトルコ政府によって接収されたギリシア系不動産の算定額は、八千万ポンドにものぼった。
- (8) もっとも、訴訟の多くは遅々として進展を見ていない

ようである。ΕΛΛΗΝΕΣ ΤΗΣ ΚΟΝΣΤΑΝΤΙΝΟΥΠΟΛΕΩΣ ΑΥΘΟΡΟΙ ΧΑΡΙΣ ΚΑΠΟΔΙΣΤΡΙΑΚΑ ΔΙΑΤΑΓΜΑΤΑ. Athens, 1994. を参照。在イスタンブール・ギリシア総領事館へのインタヴュー(一九九四年八月、九五年八月)でも、その印象を強く受けた。

- (9) P. M. Kitromilides & Th. A. Couloumbis, *Ethnic Conflict in a Strategic Area: The Case of Cyprus*. in A. Said & L. R. Simmons (ed.), *Ethnicity in an International Context*. New Brunswick, 1976, p. 188.
- (10) 鈴木前掲書、一四〇頁。

四

ローザンヌ条約第四〇条は、以下の条文のもとに、ギリシア人コミュニティに対し、慈善諸施設を建設、管理、運営する権利を保証していた。

「非イスラム教徒少数集団に属するトルコ国民は、法律上および事実上、他のトルコ国民と同一の待遇および保障を享受すべく、特にその費用をもって慈善的、宗教的または社会的な施設、ならびに学校その他の教育設備を開設、経営および管理し、またその施設および設備において自由にその言語を用い、およびその宗

教上の勤行を為すに当たり、均等の権利を有すべきである。」

イスタンブールのギリシア人コミュニティは、六二二区画に分けられている。それぞれが委員会をもっており、各地区内の慈善施設、学校の運営を行うものとされている。一九六九年以来、トルコ当局は、これら委員会の構成員選挙を許可しなかったという。委員会メンバーがトルコを離れたり、死去した際に、補充が認められなかったのである。

一九九一年の春、イスタンブール当局は、ここ二〇数年間で初めて、ギリシア病院の委員会メンバー選挙を許可した。⁽¹⁾ 総大主教座は、市当局の請求により、候補者リストを作成し、提出した。ギリシア領事館によれば、このとき三二人の候補者中二五人がトルコ当局から「候補資格なし」との申し渡しを書簡で受け取ったという。結果として、残りの七名の候補者が委員会メンバーとして選出された。病院の管理・運営は、現在、トルコ政府により選ばれた者たちの手にある、と一部のギリシア人たちは指摘する。

ギリシア人人口は減りつつあり、全体として高齢化し

貧困状態にある。しかし、ギリシア人コミュニティは、依然としてイスタンブール市内に相当財産を有しているという。⁽²⁾ ヘルシンキ・ワッチが伝えるところでは、現在でも少なくとも六〇〇個のビルを所有しているという。これらは、長年にわたって、各教会やコミュニティ委員会に寄進された財産であった。これら財産の多くは、イスタンブール市内の一等地であって、価値の高い資産になっているという。

一九三五年段階で、トルコ政府は、一法令（二〇〇七号）を発して、ギリシア系教会および慈善諸施設には爾後何人たりとも財産寄進をしてはならない、と規定していた。ギリシア人は寄進をし続けたが、トルコ政府は、一九三六年以後にギリシア系慈善施設に為された寄進財産は、トルコ政府の資産であると主張している。⁽³⁾

一九六七年、トルコ政府は新たな「ワーキフ法」（九〇三／一九六七号）を成立させた。これは、一九四九年成立の前法（五四〇四号）に代わるものであったが、その第七四条第二項は、「ある特定の人種ないし少数集団の為に」特定された共有財産は、以後、慈善財産とは認められない、と述べる。一九七一年一月一二日には、こ

の法を踏まえてトルコ最高裁判所 Yargıtay が、マイノリティー集団が以後ワークフ財産を設定する権利を有せず、と判決している。一九六七年のこの法はまた、共有諸施設の収入に、国家・市町村税のほかに、五パーセントの付加税を課すものでもあった。一九七八年の第五〇二ノ一九七八号法令は、一九三六年以降のギリシア人病院への寄進は、政府に登録されないとしている。それは「公序を乱す」資産の移転なのであった。⁽⁵⁾

(1) *Helsinki Watch Report*, p. 22.

(2) *idem*, p. 23. A, 1

(3) ヘルシンキ・ワッチは、ヨーロッパ安全保障協力会議(CSCCE)の最終議定書として採択されたヘルシンキ宣言(一九七五年八月一日)中の諸原則の履行監視を担うNGOである。一九七六年五月にモスクワで結成されたものを嚆矢とし、その後各国で結成された組織をもとに、八〇年には国際ヘルシンキ協会 International Helsinki Association、八一年には国際ヘルシンキ人権連盟 International Helsinki Federation for Human Rights が結成された。吉川元『ヨーロッパ安全保障協力会議(CSCCE)』(三嶺書房、一九九四年)、初瀬龍平「ヘルシンキ宣言とバンコック宣言」『講座世界史二二、わたくし達の時代』(歴史学

研究会編、東京大学出版会、一九九六年所収)等を参照のこと。注二一(7)以降で参照している文献は、当団体の活動報告の一つである。なお、この欧米社会の合意に基づく人権監視体制と、トルコなど非欧米社会とのあいだの制度的・思想的関係については、さらに検討されねばならないように思われる。

(4) *Alexandris, op. cit.*, p. 290.

(5) *loc. cit.*

五

一九二三年の住民交換協定またローザンヌ条約においては、ギリシア正教会の総大主教座をめぐる問題が一つの大きな論点だった。このとき、トルコ政府は、活動を宗教事項に限定するという条件で、そのイスタンブールへの残留に同意した。このとき以来、総大主教座の状況はギリシア・トルコ関係とともに揺れ動く。両国関係が良好なときには、トルコ政府は総大主教座の地位とプレステージの向上を許したが、一九六〇年代のような陰悪な状況下では、様々な制限が総大主教座に加えられ、国外への排除の姿勢さえ示されたのである。⁽¹⁾

言うまでもなく、総大主教は、全ギリシア正教徒の精

神的リーダーである。⁽²⁾現在の総大主教バルトロメオス一世 Bartholomeos I は、一九九一年一月一日に第二七三代の全地総大主教の地位に就任した。総大主教バルトロメオスは、五つの東方教会のリーダーの「同等者中の第一人者」ではあるが、名目上、一四の自治正教会を統括している。それには、ギリシア、アルバニア、ブルガリア、セルビア、ルーマニア、ウクライナ、グルジア、ロシアの正教会が含まれている。

総大主教バルトロメオスは、ヘルシンキ・ワッチとのインタビューの中で、総大主教座の現在の状況は、オザル政権のもとでここ数年向上したと語っている。⁽³⁾そこでバルトロメオスが持ち出すのが、例えば、総大主教座の一部再建の許可である。一九四一年九月に総大主教座の建物の一部は火事で焼け落ちていたが、度重なる申請にもかかわらず、その再建はその後八〇年代に至るまで許されなかった。ところが、一九八七年になってその許可が与えられたというものである。⁽⁴⁾再建は同年中に竣工し、金角湾に面した歴史的なフナール地区に、現在再び瀟洒な概観の建物が見られるようになった。

加えて、バルトロメオスは、政府が先の総大主教選挙

に介入しなかったと語っている。先代のディミトリオス Papadopoulos Dimitrios が九一年一〇月二日に没したとき、総大主教座は、新総大主教候補となるべき一人の府主教・大主教のリストをイスタンブール当局に送付するよう求められた。しかし、リストは削除されることなく返却された。これは、候補者四人が削除された前回の一九七二年の選挙と対照的であった。

八七年頃より総大主教をはじめとする聖職者の海外への旅行も認められるようになり、状況はそれまでの二〇年間から確かに一転しているようである。

しかし現在、総大主教座にとって極めて深刻な問題となっているのは、カルキ神学校 *Ἱερά Θεολογική Σχολή Χαλκίδας*, Theological academy of Chalki の閉鎖である。この神学校は、マルマラ海に浮かぶプリンス諸島の中のカルキ島（トルコ名はヘイペリ島）にあった修道院を前身として、一八四四年に開設されたものであった。⁽⁵⁾一九七一年にトルコ政府によって閉鎖を命じられるまで、イスタンブールのギリシア正教総大主教座直属の神学校として、幾多の聖職者を輩出してきていた。⁽⁶⁾

一九七一年の八月、トルコ政府は、以下の法令を根拠

として突然この神学校の閉鎖を命じた。

(一) 宗教教育を施す私立教育機関の設立を禁止する、私立高等教育機関に関する法(一九六五年六月八日付け第六二五号法令)。

(二) 私立の高等教育機関の国有化を宣した、一九七一年一月十二日の憲法裁判所令。

カルキ神学校は、廃止に至るまで、トルコ、ギリシア、アフリカ、アメリカほか世界各地で宗教活動に従事する聖職者の養成を行っていた。この神学校の閉鎖は、ギリシア正教会にとってはとりわけ深刻な問題であるという。いまや聖職候補者は海外で養成されねばならなくなっており、その多くはトルコに立ち戻ることができない。結果として、将来総大主教座を支えるべき聖職者の数が先細りの傾向にあるというのである。

カルキ神学校の閉鎖について、トルコ政府は、それがトルコ内における私立の高等教育機関の国有化政策の一端であり、当時全ての私立学校が活動を停止されたとしている⁽⁸⁾。しかし、トルコ政府の近時の軟化政策の中で、九二年一月にスレイマン・デミレル首相が、総大主教バルトロメオスとの対話において、総大主教のカルキ神学

校再開の要請に対し前向きに考える旨語ったとも伝えられている⁽⁹⁾。

なお、元来修道院であったこの神学校は、現在でも聖三位一体修道院 Rumi Aya Triada Monasteliとして存在する。かつて総大主教の夏の離宮としても利用されたことのあるこの修道院＝神学校は、この小さな島の佇まいとはあまり似つかない偉容を誇っており、現在は老年と壮年の若千二人の修道士がその法統を守っている。そのうち実務を取り仕切るのは、壮年の精力的な修道士イサイアス・シモノペトリティス Isaias Simonopetritis 師であり、一九九四年八月一九日の私の突然の訪問を快く迎えてくれたのも彼であった⁽¹⁰⁾。

(1) このときは、二人の教会人が追放され、総大主教座の印刷所が閉鎖を命じられた。Bancheli, *op. cit.*, p. 12-13, 174-75.

(2) Timothy Ware, *The Orthodox Church*, New edition, Penguin Books, 1993, p. 126 f. なお、イスタンブール大主教区は、現在 Slavodromio, Tatavla, Bosphorus, Ypsomatheia, Phanar とらう五つの下部管区から構成される。総大主教が主宰するシュノドスの構成メンバーは二

二名のトルコ内外の大主教である。構成する大主教区は、歴代総大主教毎に異なつてゐる。Alexandris, *op. cit.*, p. 332-336.

(3) *Helssinki Watch Report*, p. 18.

(4) 五五年九月の暴動のとき破壊された複数の教会の修復も、このとき許可された。

(5) 前身となる修道院は、一一世紀に創設され、とりわけ一六世紀以降、教義、教会法等に関する研究センターの役割を果たして、多くの筆者生を集めた。Raymond Janin, *Les églises et les monastères des grands centres byzantins*, Paris, 1975, p. 73-75. その活動の結果として一連の写本群が残され、それらは、現在「カルキ神学校写本」Codex de l'Ecole Theologique de Chalki として、ファナルの総大主教座文書館 Bibliothek lou oikoumenikon Patriarcheion に収蔵されてゐる。

(6) カルキ神学校の生徒数は以下の通り変化した。一九二〇／一年九名、二三／四年三〇名、二七／八年三七名、三三／四年七五名、四八／九年七〇名、七八／九年二五名。Alexandris, *op. cit.*, p. 326. Appendix C.

(7) 現在ギリシア正教会の聖職者養成機関は、いずれも一九六八年に開設された二つの施設である。テッサロニカのヴラタドン Vlatodon 修道院に開設された教父学研究所とクレタ島ゴニア所在のオルソドクス・アカデミーである。Ware, *op. cit.*, p. 128.

(8) しかし、イスタンブールのロバート・カレッジは、ボ

スボロス大学として活動の継続を認められている。

(9) *Helssinki Watch Report*, p. 18.

(10) その充実したビブリオテクと神学校時の教室を案内してくれた師に、ここで改めて感謝したい。師は、実は英国人であり、母国の大学で神学と歴史を学びギリシアに旅する中で、ビザンティン神学に傾倒していったとの話は、師の偉丈夫な風貌とともに極めて印象的であった。

六

ギリシア・トルコ間の緊張関係は、東ヨーロッパにおける共産主義支配の崩壊よりもはるかに古い歴史を持つ。しかしそれも、いわゆる冷戦の動向と連動していたように思われる。共産主義化したバルカンは、戦後、両国にとって一貫して共通の外的脅威だったが、クロッグが言うように、両国間の歴史的展開を管見すると、その伝統的な対立関係が浮上したのは、この共産化した隣人の危険が低下したデタント期であった、と見ることができ(1)らう。

より大きな環境の変化は、確かに、この在外「ギリシア人」問題に大きく影響を与えているように思われる。この在外「ギリシア人」問題は、現在、対トルコ関係に

とどまらず、冷戦崩壊という世界情勢の中で、拡大化する可能性を秘めつつある。この間に爆発した諸民族間の緊張が、ギリシアとも無縁ではないからである。

それは、一つには、再び流動化し始めたバルカンの諸民族関係の中で、アルバニア・ギリシア国境地帯の「北エピロス」に集中して居住するギリシア人同胞の問題が浮上してきたことであった。その数、ギリシア国家の主張によれば四〇万人、アルバニアの公式統計上では六万人。周知のように、セルビア人とクロアチア人の対立や、コソヴォ問題は、この地域全体に緊張を与えた。そして、アルバニアにおける厳格なスターリン主義体制の消滅は、ユーゴ・アルバニア国境に集中的に居住するアルバニア人たちにとって大きな希望となっている。九一年初頭、アルバニア居住の数千のギリシア人が突如脱出した。アルバニア人が国内のマイノリティー集団に圧力を掛けているのでは、との懸念を生んだことは記憶に新しい。

さらにはまた、この難民の群に、旧ソ連邦を出国したギリシア人が加わった。彼らもこれまで隠されたマイノリティーであった。ソビエトのセンサスによれば、その

数、約三五万人。彼らの大半は、一九世紀から二〇世紀初頭にかけて、ポントスから、コーカサス、黒海北岸に移住していったギリシア人たちの子孫であった。⁽²⁾ソビエト体制の初期段階にあっては相当の文化的自治を享受していた彼らは、ポントス方言のギリシア語で自由に出版も行っていった。しかし彼らは、スターリン時代に、「攻撃的な」ナショナル・マイノリティーの一つとされる不幸に見舞われる。彼らの文化的イニシアチブは剝奪され、彼らの大半は、中央アジアの諸共和国内の荒れ果てた土地に追いやられた。

スターリンの死後、とりわけベレストロイカ以後の民族的自覚の全体的高揚のなかで、彼らも次第にもとの土地に戻ってきた。しかし、ソビエト社会の文脈にあっては、彼らは微小な少数集団であった。周囲のより大きなエスニック集団による新たな闘争が、彼らの危機感を煽り、すでに父祖の言葉を失っている彼らの相当数を、移住の道へと駆り立てたのである。

イスタンブールのギリシア系住民の存在は、ギリシア領西トラキアにおけるトルコ系住民の存在とともに、一九二三年以降のギリシア・トルコ関係の中の一大問題で

あった。その歴史自体、とても小稿で扱えきれないほどの規模と重さのものではない。しかし、彼らを取り巻く近年の国際情勢は、さらにこの問題を局地的なものに限定することを許していない。イムブロス、テネドスのギリシア人はもはや数百しか数えず、かつて数を誇ったイスタンブールのコミュニティも三千を超えることはないところまで減少した。しかし、アルバニアおよびソビエトのギリシア人のギリシア本国への移住が、ギリシア国内での新たなマイノリティ問題への関心を喚起している³⁾のである。

バルカンの標準からすれば決して大きくないサイズであるこれらの問題も、もとより微小な問題であるはずはない。それは、単に移住者数やコミュニティの大きさに示されるものではないからである。彼ら一人ひとりの生活の転変とその困難さを考えるとき、私たちは今世紀における displaced persons の悲劇を改めて思わずには

いられないのである。

(1) Clogg, *op. cit.*, p. 207-208.

(2) 例え²⁴⁾ Neal Ascherson, *The Incredible Odyssey of the Black Sea Greeks. in Odyssey: The World of Greece. Vol. 3, No. 3. Athens/New York, 1994.* を参照。

(3) スコピエから発せられたプロバガンダ、すなわち「エーゲ海沿いのマケドニア」Aegean Macedonia 北ギリシアにおけるスラヴ語を母語とする住民の「不当な扱い」を非難し、かつ、開かれた国境とマケドニアの「精神的統一」を要求するプロバガンダが、ギリシア国内にある種の緊張をもたらし、一連の問題複合の一端であろう。

本稿は、平成六・七年度文部省科学研究費補助金・国際学術調査「地中海世界沿岸都市におけるマイノリティ集団のネットワーク」(研究代表者、竹内啓一、課題番号〇六〇四一〇四〇)による研究成果の一部である。

(一橋大学助教授)